

岩手県告示第 594 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 8 月 3 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白崖弥栄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市花泉町日形字沼田 14 番 1 地先から 33 番 2 地先まで	新	A 35.0～15.0 m	m 100.0
		B 35.0～15.0	100.0
	旧	A 35.0～15.0	100.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
 - (2) 期間 平成 19 年 8 月 3 日から同年 9 月 3 日まで